

病院機構慰労金支給要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の臨床現場において、身体的にも精神的にも相当な負担のかかる新型コロナウイルス感染症に対応する困難な業務に一定期間従事した職員を慰労することにより、職員の士気向上と病院運営の一層の推進を図ることを目的として、慰労金支給に係る必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条 慰労金の名称は、病院機構慰労金とする。

（対象者）

第 3 条 病院機構慰労金支給の対象となる者は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に勤務する常勤職員等で、新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事したものとする。

（対象期間等）

第 4 条 病院機構慰労金は、当該年度を上半期と下半期に分けた 6 箇月間において、職員が 20 日以上困難な業務に従事した場合において、当該従事した日数及び業務の内容に応じて支給する。

（補則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、病院機構慰労金支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

通知の概要（案）

1 支給対象

- ・コロナ手当（特殊勤務手当規程第 8 条の 2）の受給対象職員
- ・雇用形態としては、正規職員、契約職員及び非常勤職員とする。

2 金額

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、

(1) 医師、看護師、放射線技師等（患者に接する業務に従事する職員）

- | | |
|--------------------|-------|
| ア 20 日以上 60 日以下の従事 | 10 万円 |
| イ 60 日を超えての従事 | 20 万円 |

(2) 検査技師等（病原体の検査業務に従事する職員）

- | | |
|--------------------|------|
| ア 20 日以上 60 日以下の従事 | 1 万円 |
| イ 60 日を超えての従事 | 2 万円 |

なお、同一の職員において、(1)及び(2)は併給しない。

令和 3 年 4 月 1 日以降の分については、同年 9 月 30 日までを対象期間とする。

神奈川県立病院機構職員の皆様へ

今般、新型コロナウイルス感染症患者さんの治療に携わっている職員へ、「病院機構慰労金」の支給案件を理事会にお諮りし、支給することを決定いたしました。

この慰労金の支給目的は、現在新型コロナウイルス感染が急拡大している中であって、新型コロナウイルス感染症患者さんの治療に当たり、身体的にも精神的にも相当な負担を一定期間継続してかけている職員を主な対象として、その慰労のために一定額の支給を決定したものです。

すでに慰労金の支給については、昨年 5 月に国において同様な趣旨で医療従事者を中心に支給が決定されていることはご案内のとおりです。その後においても感染拡大は収まることなく、むしろ今が正念場で、新型コロナから一人でも多く県民の生命を守るための重要な局面になっています。2 回目の緊急事態宣言が発令された中、医療崩壊させないためにも新型コロナの治療に直接携わる職員にどうにか踏ん張って、引き続き治療に当たっていただくほかにこの難局は乗り越えられません。そのため、病院機構の総意として、医学的に未解明なウイルスと闘う職員に頑張っていたきたいというメッセージとともに、その思いを届けるために機構独自の慰労金の支給は必要であることを職員の皆さんには是非ご理解いただきたいと思えます。

今回の慰労金は、重点医療機関として新型コロナウイルス感染症患者さんを受け入れている足柄上病院、循環器呼吸器病センター、精神医療センターにおいて、その患者さんの治療に直接当たっている職員が主な対象とはなりますが、決して、対象とはならない職員の日常的なご努力やご労苦を軽んずるものではありません。

すでに国において、昨年と同様な医療従事者への感謝の取組の動きも出ています。こうした動向も十分留意しながら、引き続き病院機構として安全・安心な質の高い医療を提供するためには何が必要かを病院機構全体の課題として検討し、そのために様々な施策に取り組んで参りたいと考えています。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない状況ではありますが、ワクチン接種の取組や新型コロナウイルスの解明も少しずつなされるなど、1 年前とは明らかに異なる動きもでてきていますので、今後とも職員の皆さんには、県民の生命と健康を守るために、引き続き県立病院の運営へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県立病院機構
理事長 吉川 伸治